

議 案 名	富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	ひとり親家庭等の自立を促進するため、課税世帯のひとり親家庭等医療費の自己負担金を廃止することに伴い、富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正するものです。
制 定 内 容	支給の範囲を規定する第6条について、自己負担金に関する部分を削除し、改めるものです。 また、第5条の改正は、第6条の改正に伴うものです。
施 行 日	令和5年6月1日

富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第22号）新旧対照表

新	旧
<p>(受給者証の交付)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の申請において、対象者又は次条_____に規定する受給者でないと決定したときは、規則の定めるところにより、申請者に通知するものとする。</p> <p><u>(支給の範囲)</u></p> <p>第6条 前条第1項に規定する受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）に支給する医療費（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）の額は、当該受給者の一部負担金の額とする。ただし、受給者の責めにより一部負担金のうちに過分の自己負担の額があるときは、その額についてはひとり親家庭等医療費の対象としない。</p>	<p>(受給者証の交付)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の申請において、対象者又は次条第1項に規定する受給者でないと決定したときは、規則の定めるところにより、申請者に通知するものとする。</p> <p><u>(支給の範囲)</u></p> <p>第6条 市長は、受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）の一部負担金から次の各号に定める自己負担金を控除した額（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）を支給する。ただし、受給者の責めにより過分の自己負担金があるときは、その額については、ひとり親家庭等医療費の対象としない。</p> <p><u>(1) 次号に規定するもの以外の場合は、一の医療機関等、1人ごとに同一月につき1,000円</u></p> <p><u>(2) 入院の場合は、一の医療機関等、1人ごとに1日当たり1,200円</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する額があるときは、前項各号の自己負担金を控除しない。</p> <p><u>(1) 対象者のうち児童を除く者について当該療養のあった月の属する年度（当該療養のあった月が4月又は5月の場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課されないとき（所得の申告をしないことにより同税が課されていない場合を除く。）又は市町村の条例で定めるところ</u></p>

により当該市町村民税が免除されている旨の申請があったときの当該対象者に係る一部負担金

(2) 対象者のうち満15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者に係る一部負担金

(3) 薬局における一部負担金

(4) 治療用装具の製作費に係る一部負担金